

# 特定業種退職金共済制度の掛金納付方法に係る中小企業退職金共済法の一部改正 参考 1

建設業退職金共済制度における掛金納付について、共済契約者が被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付する方法に加え、**電磁的方法を可能とするよう、中小企業退職金共済法を改正**する。

## 現行の掛金納付方法（証紙貼付方法）

共済契約者が金融機関窓口で共済証紙を購入し、被共済者に賃金を支払うつど、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によって掛金を納付。

## 改正内容（電磁的方法による掛金納付の追加）

- 厚生労働大臣が指定する特定業種における掛金納付については、共済契約者が電子情報処理組織を使用して、厚生労働省令で定めるところ（※1）により、被共済者の就労の実績を（独）勤労者退職金共済機構に報告する場合には、証紙貼付方法に代えて、厚生労働省令で定めるところ（※2）により、現金により納付することができることとする。

※1 就労実績に係る具体的な報告内容、就労実績報告の期限等を規定する予定。

※2 ペイジー又は口座振替を規定する予定。

- 中小企業退職金共済法の改正は、「デジタル手続法案」（※3）により行う。
  - ※3 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案
  - ※4 「デジタル手続法案」は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るものであり、特定業種退職金共済制度において電磁的方法による掛金納付を可能とすることと方向性を同じくするものであることから、同法案により一括改正することとする。

## 施行日

「デジタル手続法」の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 1

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する共通事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則及び共通事項（行政手続オンライン化法※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のオンライン原則に関する共通事項

✓「オンライン可能」から「**オンライン原則**」への転換



✓ 具体的な規定内容

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の**情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するためのシステム整備等

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**システム整備、データの標準化、API（外部連携機能）の整備等**
- 情報通信技術の活用のための能力等の格差（**デジタル・デバイド**）の**是正**

民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続の**ワンストップ化**
- 法令に基づく民間手続について、**支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、**公的個人認証法**、**マイナンバー法**）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- 国外転出者の**本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
  - 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
  - 本人確認情報の提供を受けられる事務の追加**（酒類製造免許に関する事務等を追加）
- 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり、国内外問わず実現（オンライン手続・本人確認の実現、添付書類の省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 国外転出者による**公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
- 国外転出者による**公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現**
- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- 罹災証明書の交付事務等の**個人番号利用事務への追加**
- 社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**
- 行政手続における関係書類の提出の省略、行政事務の効率化